別表
防災・減災等事業整備計画に基づく事業
（1） 防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業

1 区分		2 交付基準単価	3 単位数	4 交付率等 国	4 交付率等 市町村等	5 対象経費
ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業						防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2．6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・定員29人以下のケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・定員29人以下の有料老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・宿泊サービスの提供を行う地域密着型通所介護事業所 ・宿泊サービスの提供を行う認知症対応型通所介護事業所 ・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	スプリンクラー設備を設置する事業（延べ床面積1,000㎡未満の施設に限る。）	10,460円	整備対象面積（㎡）	10/10	－	
	消火ポンプユニット等を併せて設置する場合の加算	2,630千円	施設数	10/10	－	
	自動火災報知設備を設置する事業（延べ床面積300㎡未満の施設に限る。）	1,170千円	施設数	10/10	－	
	消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業（延べ床面積500㎡未満の施設に限る。）	351千円	施設数	10/10	－	
イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業						
・定員29人以下の特別養護老人ホーム ・定員29人以下の介護老人保健施設 ・定員29人以下の介護医療院 ・定員29人以下のケアハウス		16,600千円	施設数	10/10	－	
・定員29人以下の養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設		8,330千円	施設数	10/10	－	
ウ 高齢者施設等の給水設備整備事業						
・定員29人以下の特別養護老人ホーム ・定員29人以下の介護老人保健施設 ・定員29人以下の介護医療院 ・定員29人以下のケアハウス ・定員29人以下の養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設		厚生労働大臣が認めた額	施設数	1/2	1/4	
エ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業						
・定員29人以下の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・定員29人以下の介護老人保健施設 ・定員29人以下の介護医療院 ・定員29人以下のケアハウス ・定員29人以下の養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・定員29人以下の有料老人ホーム ・定員29人以下の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。） ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設		厚生労働大臣が認めた額	施設数	1/2	1/4	
オ 高齢者施設等の換気設備整備事業						
・定員29人以下の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・定員29人以下の介護老人保健施設 ・定員29人以下の介護医療院 ・定員29人以下のケアハウス ・定員29人以下の養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・定員29人以下の有料老人ホーム ・定員29人以下の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）		4,310円	整備対象面積（㎡）	10/10	－	

注1）第3欄の整備対象面積について
・アの整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。
・オの整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。
注2）下限額について
・下表左欄の事業について、第4欄の対象経費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、第2欄の交付基準単価は0円として取り扱うものとする。

イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業（aの大規模修繕等支援事業）	800千円
イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業（bの耐震化促進事業）	800千円

注3）市町村等が間接補助事業者に補助する額から本交付金の額を減じた額は、本交付金の交付率を乗じる直前の額に第4欄の市町村等欄に定める割合を乗じて得た額を基本とする。

（2） 防災・減災等都道府県事業整備計画に基づく事業

1 区分		2 交付基準単価	3 単位数	4 交付率等		5 対象経費
				国	都道府県等	
ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業						防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2．6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B ・型） ・定員30人以上の有料老人ホーム 宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所	スプリンクラー設備を設置する事業（延べ床面積1,000㎡未満の施設に限る。）	10,460円	整備対象面積（㎡）	10/10	－	
	消火ポンプユニット等を併せて設置する場合の加算	2,630千円	施設数	10/10	－	
	自動火災報知設備を設置する事業（延べ床面積300㎡未満の施設に限る。）	1,170千円	施設数	10/10	－	
	消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業（延べ床面積500㎡未満の施設に限る。）	351千円	施設数	10/10	－	
イ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業						
・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B ・型） 定員30人以上の養護老人ホーム		66,400千円	施設数	1/2	1/4	
ウ 国土強靭化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業						
・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B ・型） 定員30人以上の養護老人ホーム		31,600千円	施設数	1/3	1/3	
エ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業						
・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B ・型） 定員30人以上の養護老人ホーム		厚生労働大臣が認めた額	施設数	1/2	1/4	
オ 高齢者施設等の水害対策強化事業						
・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B ・型） 定員30人以上の養護老人ホーム		厚生労働大臣が認めた額	施設数	1/2	1/4	
カ 高齢者施設等の給水設備整備事業						
・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B ・型） 定員30人以上の養護老人ホーム		厚生労働大臣が認めた額	施設数	1/2	1/4	
キ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業						
・定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B ・型） ・定員30人以上の養護老人ホーム ・定員30人以上の有料老人ホーム 定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホーム ・に併設されていないものに限る。） ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（特A型・A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター）		厚生労働大臣が認めた額	施設数	1/2	1/4	
ク 高齢者施設等の換気設備整備事業						
・定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B ・型） ・定員30人以上の養護老人ホーム ・定員30人以上の有料老人ホーム 定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホーム に併設されていないものに限る。）		4,310円	整備対象面積（㎡）	10/10	－	

注1）第3欄の整備対象面積について
・アの整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。
・クの整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。

注2）下限額について
・下表左欄の事業について、第5欄の対象経費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、第2欄の交付基準単価は0円として取り扱うものとする。

ウ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	5,000千円
（※燃料タンクを整備する場合）	0千円
オ 高齢者施設等の給水設備整備事業	5,000千円

注3）都道府県等が間接補助事業者に補助する額から本交付金の額を減じた額は、本交付金の交付率を乗じる直前の額に第4欄の都道府県等欄に定める割合を乗じて得た額を基本とする。